

令和元年 10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されました。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

1. 対象

- (1) **保育料・入園料（1号認定）月額上限 25,700 円まで無償**
※無償化の対象外となるもの…給食費や教材費、延長保育料、行事費、PTA会費等
- (2) **預かり保育料（2・3認定）月額上限最大 11,300 円まで無償**
※保育の必要性の認定が必要となります。
※満3歳児（4月1日現在2歳児）は市民税非課税世帯のみが対象です。
（月額上限最大 16,300 円）
※預かり保育の利用日数に応じて、月額上限が算定されます。
（利用日数 × 450 円）



2. 必要な手続き



施設等利用給付認定申請書の提出をお願いします。

園から配布された施設等利用給付認定申請書に必要事項をご記入のうえ、必要な書類と一緒に園に提出してください。

提出書類

- 施設等利用給付認定申請書（現況届）※裏面も記入してください
- 保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）
- 保護者のマイナンバー確認書類の写し（通知カード等のコピー）
- 保護者の本人確認書類の写し（運転免許証等のコピー）
- 保護者の住民税非課税証明書 ※3歳未満の子どもの世帯のみ
（単身赴任等で保護者の住民票が会津若松市外にある場合）

事前に申請が必要となりますので、ご利用している園またはこども保育課へお問い合わせください。